

平山小学校いじめ防止基本方針

平山小学校で大切にしていること

教職員：「いじめ見逃しゼロ」

児童：「命の尊さと仲間と協働して生きていくことの大切さ

(自分とあなたを大切にすること)」

平山小学校では、次代を担う子供の豊かな心の醸成を図るために、教育活動全体を通して、“いのち”や人権を尊重する心、他者を思いやる心、正義観や公正さを重んじる心を育てています。

いじめに気付くためには、どの学校でもどの子供にも起こり得るものという危機感をもたなくてはなりません。いじめから守る、防ぐために、いじめは決して許されない人権侵害であるという認識の下、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応します。

平山小学校では、「日野市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を改め、具体的な取組を定めます。

1. いじめの定義〈「いじめ防止対策推進法」第1章(総則)第2条(定義)〉

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. 平山小学校いじめ防止基本方針

(1) いじめの未然防止について

①命の教育・人権教育の充実、校内相談体制の充実

- ・命の教育・人権教育の充実
- ・日常的に、全教職員で児童の実態を把握し、共有する。
- ・「平山小いじめ対策委員会」が中心となって、家庭や地域、専門機関と連携を図り、いじめ防止に向けた啓発等、組織対応を行う。
- ・「特別活動」や「特別の教科 道徳」をはじめとする全教育活動を通して、命を大切にしてお互いに安全に貢献できる実践力を育成する。

【取り組み】

- ア. 教育課程「人権教育年間計画」
- イ. 「人権教育プログラム（学校教育編）」等を活用した年3回のいじめ防止教員研修
- ウ. ふれあい月間
- エ. 年三回のいじめにかかわる授業
- オ. 道徳教育
- カ. 道徳授業地区公開講座（保護者・地域・学校による意見交換会）
- キ. セーフティ教室「SNSトラブル防止講座」、SNS 東京ルール
- ク. 生活指導夕会・生活指導全体会・校内支援委員会・平山小いじめ対策委員会（毎週・臨時）
- ケ. わかくさ学級との交流学习及び共同学習、特別支援学校副籍交流
- コ. あいさつ運動
- サ. 総合的な学習の時間・生活科（農業・栽培体験、福祉）
- シ. 特別活動（学級会、縦割り班活動、児童会）
- ス. 全校朝会（校長講話、児童週リーダーの発表）
- セ. hyper-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）

いじめの未然防止のために、日頃から「いじめの起こりにくい学級・学校」をつくります。教師の言動や態度が子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないように教師自身が人権意識を保ちます。

いじめの起こりにくい学級・学校

〈子どもたちや学級・学校の姿〉

- 失敗しても認め合い励まし合う雰囲気がある。
- 子どもたちが規範意識をもち、規律ある生活を送っている。
- 表情がにこやかで言葉遣いが適切である。明るく挨拶を交わす。
- 児童会活動や委員会、係活動にすすんで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- 教室や学校が清潔で、美しく整頓されている。
- 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。残さいが少ない。
- 地域の人や保護者が気軽に来校し、学校の活動に協力する。

〈教職員の姿〉

- 全教職員が、生活指導についての共通理解をもち、共有実践を行う。
- 教職員が、子どもたちの意見をきちんと受け止めて聞く。
- 教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接する。
- 自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを教職員が強く自覚している。

〈保護者・地域住民の姿〉

- いじめは絶対に許さないとの認識に立ち、学校・家庭・地域の連携を推進する。
- 気になる子供を見かけたら声をかけ、いじめられる子どもがいたら徹底して守る。
- 保護者会や地域の会合等で、いじめ問題根絶に向けて話し合いなどを行う。
- 子どもが相談しやすい雰囲気をもち、日頃から子どもとの信頼関係を深める。
- 子どもが安心する温かい家庭・地域社会を維持する。

②仲間と協働して問題を解決する力、未来を生き抜く力の育成

- ・授業で、コミュニケーションをとりながらアクティブに活動する場を多く設け、子供自身が自ら考え、学び続ける力、仲間と討論しながら問題を解決する力を育成する。そのために、教師としての授業力を向上させる。

【取り組み】

- ア. 特別活動（学級会、縦割り班活動、あいさつ運動、学校行事、児童会）
- イ. 総合的な学習の時間・生活科（農業、栽培体験、福祉）
- ウ. 第二幼稚園や近隣幼稚園・保育園との連携
- エ. 中学校との交流（中学校体験等）
- オ. わかくさ学級との交流学习及び共同学習、特別支援学校副籍交流
- カ. 各教科等の体験的な学習活動
- キ. 地域行事（PTA、平山中地区青少年育成会、季重まつり等）

（2）いじめの早期発見について

いじめの早期発見・早期対応のため、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めます。

いじめは、教職員や大人の気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識します。子どもたちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させます。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応します。

①児童の変化へのアンテナの強化

- ・児童の変化にいち早く気づき、児童が誰にでも相談しやすい環境を構築する。
- ・「平山小いじめ対策委員会」が中心となって、日常的に、全教職員で児童の実態を把握し、共有する。

【取り組み】

- ア. ふれあい月間アンケート（いじめ発見のためのアンケート、年3回、6月・11月・2月）
- イ. スクールカウンセラーによる5年生全員面接
- ウ. 教職員による観察
- エ. 生活指導夕会（週1回）生活指導全体会

②家庭や地域・関係諸機関との連携

- ・家庭・地域の声に耳を傾け、情報収集に努める。
- ・ネット上のいじめについては、「平山小いじめ対策委員会」が中心となって、SNS 東京ルールに沿って具体的な対応について啓発を行う。

【取り組み・関係機関】

- ア. 学校の相談体制、平山小いじめ対策委員会
- イ. 学校サポートチーム（主任児童委員、民生・児童委員、保護司等）
- ウ. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

エ. エール（日野市発達・教育支援センター）の相談員

③専門機関との相談までの周知

日頃から、いじめの悩みを受ける相談機関について、積極的に情報共有します。いじめ問題の相談は、学校以外にも、各専門機関等が受け付けています。どこがよいのか迷って連絡しても、どの窓口も悩みや情報を受け止めます。また、相談内容に応じて、適切な機関へ繋がります。

主な相談窓口	電話番号	所在地等
日野市発達・教育支援センター 「エール」	042-589-8877	日野市旭が丘 2-42-8
東京都いじめ相談ホットライン	0120-53-8288	東京都教育相談センター
東京都教育相談センター	03-3360-8008	
24時間いじめ相談ダイヤル	0120-0-78310	(全国統一ダイヤル)
東京都児童相談センター	03-3366-4152	(よいこに電話相談)
子供の権利擁護専門相談事業	0120-874-374	(話してみなよ 東京子供ネット)
子供の人権110番	0120-007-110	法務省人権擁護局
東京都八王子児童相談所	042-624-1141	八王子市台町3-17-30
ヤング・テレホン・コーナー	03-3580-4970	警視庁少年相談室
八王子少年センター	042-679-1082	八王子市南大沢 1-155-4
日野警察署生活安全課少年係	042-586-0110 (代表)	日野市日野 589-1
サイバー犯罪相談窓口	03-5805-1731	警視庁サイバー犯罪対策課
都立小児総合医療センター	042-312-8119	(こころの電話相談室)
都立多摩総合精神保健福祉センター	042-371-5560	多摩市中沢 2-1-3
東京多摩いのちの電話	0120-783-4343	NPO 法人
チャイルドライン	0120-99-7777	(18歳以下が対象)

(3) いじめの早期対応について

①「平山小いじめ対策委員会」を核とした校内の組織的な対応

【取り組み】

- ア. 被害児童への対応（安全確保、寄り添う体制確立、自信回復への支援）
- イ. 加害児童への対応（自己を振り返り、行動を変容させる体制確立）
- ウ. 周囲の児童への対応（いじめは許さない態度、伝える勇気、思いやり）
- エ. 当該保護者への対応（不安回避、背景の理解、支援体制確立）
- オ. 教育委員会への報告

【初期対応の流れ】

初期対応の流れ	取組
○いじめの発見・認知 ○報告（5W1Hを正確に）	○学級担任、教職員による観察 ○子ども、保護者の訴え

<p>「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」</p>	<p>○ふれあいアンケート ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに学年主任、主幹教諭、副校長、校長に報告</p>
<p>事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※訴えには、 「あなたを全力で守る。」 「お子さんを全力あげて守る。」と伝える。</p>	<p>○いじめの様態の把握 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り □話しやすい相手や場所等の配慮 □複数の教員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明</p>
<p>情報共有と共通理解及び校内体制の編成</p>	<p>○会議等で情報共有 (指導・援助方針の共通理解、役割分担) ○スクールカウンセラー、指導主事 スクールソーシャルワーカーとの連携</p>
<p>子どもへの指導及び保護者との連携</p>	<p>○被害者（いじめられた子どもへ） 徹底して味方になる。表面で判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子どもへ） いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子どもへ） 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。</p>
<p>関係機関との連携及び継続観察・状況確認</p>	<p>○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。</p>

②保護者・地域・関係諸機関との連携

【取り組み】

ア. 情報の適切な提供を行う。

イ. 保護者・地域の見守り体制や保護者同士のコミュニケーションを強化するよう働きかける。

【関係機関】

ア. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

イ. エール（日野市発達・教育支援センター）の相談員

- ウ. 学校サポートチーム（主任児童委員、民生・児童委員、保護司等）
- エ. 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）
- オ. 日野市教育委員会、日野警察署、八王子児童相談所

（４）重大事態への対処について

①「平山小いじめ対策委員会」を核とした校内の組織的な対応

- ア. 被害児童への対応（心のケア、安全確保、安心できる環境整備）
- イ. 加害児童への対応（徹底した指導、背景の理解とケア）
- ウ. 周囲の児童への対応（不安解消、問題解決への支援）
- エ. 当該保護者への対応（関係機関と連携して解決）
- オ. 重大事態発生に係る事実関係の調査、教育委員会への報告

②保護者・地域・関係諸機関との連携

【取り組み】

- ア. 情報の適切な提供を行う。
- イ. 保護者や地域、関係機関との連携のもと、総がかりで解決に向けて取り組む。

【関係機関】

- ア. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- イ. エール（日野市発達・教育支援センター）の相談員
- ウ. 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）
- エ. 学校サポートチーム（主任児童委員、民生・児童委員、保護司等）
- オ. 日野市教育委員会、日野警察署、八王子児童相談所

3. 平山小学校いじめ対策委員会

平山小学校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「学校いじめ対策委員会」を設置しています。この委員会を中心として、全教職員で定期（毎月）及び臨時に共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行います。

【構成】

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー
委員長：生活指導担当主幹